

下関市上下水道局週休2日工事の実施要領（土木・設備工事）

（趣旨）

第1条 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保が課題となっており、建設産業における将来の担い手確保に寄与するため、労働環境の改善の取組として、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

（「週休2日工事（現場閉所型）」の定義）

第2条 「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間で連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 「週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日」とは、対象期間で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

3 「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

6 「4週8休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるも

のとする。

（「週休 2 日工事（交替制）」の定義）

第 3 条 「週休 2 日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間で連続する全ての 4 週間（28 日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

2 「週休 2 日工事（交替制）・完全週休 2 日」とは、対象期間で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日以上の休日を確保する取組をいう。

3 「週休 2 日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

4 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は除く。また、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。ただし、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

5 「4 週 8 休以上」とは、対象期間の現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（対象工事）

第 4 条 原則、下関市上下水道局が発注する全ての土木工事及び土木工事標準積算基準書又は下水道用設計標準歩掛表を工事費の積算根拠とする設備工事を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事、設計金額 200 万円以下の工事（本体工事と密接な関係にある付帯工事を除く。）及び「下関市上下水道局の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に規定する指定工事については対象外とする。

(発注方式)

第5条 発注方式は発注者指定型の「週休2日工事(現場閉所型)・月単位」又は「週休2日工事(交替制)・月単位」とする。

- 2 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議した上で、週休2日工事(現場閉所型)は週休2日工事(交替制)に、週休2日工事(交替制)は週休2日工事(現場閉所型)にそれぞれ変更することができる。

(発注方法)

第6条 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、「下関市上下水道局現場説明用設計図書作成要領」に規定する現場説明書(様式第1号)の工事内容に「週休2日工事」である旨を明示する。

- 2 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、「下関市上下水道局現場説明用設計図書作成要領」に規定する施工条件書の工程関係に週休2日工事(現場閉所型)又は週休2日工事(交替制)の別を明示する。
- 3 工期設定の考え方については、「土木工事における適正な工期設定の考え方(山口県土木建築部)」によるものとする。

(実施方法)

第7条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、月単位又は完全週休2日のいずれかを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「計画工程表」に基づき、必要な工期について受発注者間で確認を行う。

- 2 発注者は、前項の確認の結果、工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。
- 3 受注者は、契約締結後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。また、週休2日工事(現場閉所型)・完全週休2日において、受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。

4 着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。なお、工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(「週休2日工事(現場閉所型)」の確認方法)

第8条 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表等を提出する。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

(「週休2日工事(交替制)」の確認方法)

第9条 受注者は、工事完了後、技術者及び技能労働者の勤務状況を確認できる実施工程表等を提出する。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

(「週休2日工事(現場閉所型)」の補正方法)

第10条 発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、その達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(「週休2日工事(交替制)」の補正方法)

第11条 発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定

するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、その達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(補正係数)

第12条 補正係数は、別紙1から別紙4のとおりとする。

(「週休2日工事(現場閉所型)」の工事成績評定)

第13条 発注者は、受注者が月単位又は完全週休2日を実施し、その達成が確認できたときは、工事成績評定の考査項目別運用表の「Ⅱ. 工程管理」、「Ⅰ. 創意工夫」において評価を行う。

- 2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令遵守等—その他」の項目で点数を減ずる措置を行うものとする。
- 3 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(「週休2日工事(交替制)」の工事成績評定)

第14条 発注者は、受注者が月単位又は完全週休2日を実施し、その達成が確認できたときは、工事成績評定の考査項目別運用表の「Ⅱ. 工程管理」、「Ⅰ. 創意工夫」において評価を行う。

- 2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令遵守等—その他」の項目で点数を減ずる措置を行うものとする。
- 3 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事標示板)

第15条 週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいるこ

とを、工事標示板に明記するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。ただし、第5条ただし書の規定は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。

(下関市上下水道局週休2日工事の試行要領(土木系工事)の廃止)

- 2 下関市上下水道局週休2日工事の試行要領(土木系工事)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札公告若しくは指名通知又は見積依頼を行う契約から適用する。

週休 2 日制工事における経費の補正係数（土木工事）

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式、土木工事標準単価については、【別紙 2】から【別紙 4】に示す補正係数を乗じるものとする。

【週休 2 日工事（現場閉所型）の補正係数】

現場閉所率	(現場閉所)・月単位	(現場閉所)・完全週休 2 日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

【週休 2 日工事（交替制）の補正係数】

休日率	(交替制)・月単位	(交替制)・完全週休 2 日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋没型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01